

古河公方足利義氏の鶴岡八幡宮参詣に関する覚書

—特に江戸城代遠山氏と関宿築田氏をめぐる—

佐藤 博 信

はじめに

古河公方足利義氏は、鎌倉に二回動座している。一回目は永禄元年（一五五八）四月の鶴岡八幡宮参詣であり、二回目は永禄七年八月以降ほぼ五年間「鎌倉様」と尊称された段階である。⁽¹⁾ 各々特有な政治的意義を有したが、特に前者は明確に鶴岡社参と呼ばれるものであった。ただその政治的意義については、『鎌倉市史総説編』（吉川弘文館、一九七二年）・『神奈川県史通史編1原始・古代・中世』（一九八一年）や一般の概説書などでほとんど言及されることがなかったが、近年その延長上の小田原御成と併せて山口博『北条氏康と東国の戦国世界』（夢工房、二〇〇四年）、黒田基樹『北条氏康の家臣団 戦国「関東王国」を支えた一門・家老たち』（洋泉社、二〇一八年）、長塚孝「氏康と古河公方の政治関係」（黒田基樹編『戦国大名の新研究2 北条氏康とその時代』戎光祥出版、二〇二二年。以下、長塚論文と略す）などで言及されるようになった。

本稿は、そうした三氏の研究を学びつつ黒田基樹「小田原北条氏文書

補遺（二）」（『小田原市郷土文化館研究報告』五〇号、二〇一四年）の補遺一二七北条家朱印状（『思文閣古書資料目録』）として紹介された史料（以下、本文書と略す）に注目し当該段階の古河公方と後北条氏間の政治的問題とその周辺について検討しようとするものである。⁽²⁾

第一章「御輿舁奉行之事」について

御輿舁奉行之事

右、御所様御輿舁十二人、松石斎・吉原新兵衛兩人前より請取之、御立之まへ之日葛西様へ参上可申、路次中兩人之者番替御こしかき相添、御輿ふれさるやうに聊も無油断可申付、其外御輿かき是非之儀者兩人前可有之候、少も相違之儀至于有之者、従類共当方を削者也、仍如件、

（永禄元年）（虎朱印）
弘治四年二月十九日

瀬戸筑前守との

菅谷右京亮との

本文書の核心が「御所様」＝「葛西様」にある以上、年代的にも古河公方足利義氏の鎌倉鶴岡八幡宮参詣に絡むものであることは、一目瞭然である。その社参は、永禄元年四月四日申時の宿（北宝戒寺公方屋敷）。「宝戒寺文書」神七一五＝戦北五九八）入り後の八日の由比の浜下り（精進潔斎の儀式）をふまえて十日に行われたとみられる（鎌倉公方御社参次第・「鶴岡八幡宮社参記」³）。ただそれ以前に知られる関係史料を示せば、以下の通りである。

①永禄元年二月二十五日付畑田右衛門大夫宛瑞雲院周興副状（「畑田文書」戦古一四〇三）の追而書に「鶴岡御社参、来月御成定候、万々取乱可有御察候」とみえるのが、その最初にして、その段階、三月の予定であったことが知られる。②永禄元年三月二十二日付蔭山長門入道（家広）・後藤右近丞宛北条家朱印状（「後藤文書」神七〇七〇＝戦北五七七）は、社参当日・翌日の御所様（足利義氏）と御台様（足利晴氏室＝芳春院殿＝北条氏綱娘）の具体的な行動予定を小代官（相州文書所収鎌倉郡浄智寺文書）神六八九四＝戦北三七六）後藤氏らに指示したものである。恐らく日程が確定したうえでのものであろう。

ただ③永禄元年三月二十六日付鐐阿寺宛足利義氏書状（「鐐阿寺文書」神七〇七一＝戦古八二六）には「就鶴岡御社参、以代官、精誠之卷数并鐐以下到来」とみえ、その同日付鐐阿寺宛瑞雲院周興副状（「鐐阿寺文書」戦古一四〇四）にも「就^{（開字）}御社参、路次中之御祈念之御卷数・御鐐以下御進上」とみえ、義氏以下は、当時下総葛西城（葛飾区青戸）にいたとみられる。その点、永禄元年三月十八日付梶原（政景）宛結城晴

綱書状案（「白川文書」『埼玉県史料叢書12中世新出重要史料二』二〇一四年）に「弘治四年（永禄元年）三月十八日葛西江言上御申之御案文」とみえるのが、「葛西」在城の終見であろう⁴。

すなわち、義氏は、鶴岡社参決定にともない祈願寺鐐阿寺（足利市家富町）以下の東国諸寺社・諸氏に社参の旨を伝えたのであった。それに応えて祈禱卷数や祝儀が届けられたのであった。社参＝動座は、贈答儀礼展開上の重要な経済的契機となるばかりでなく一体感を醸成させるものであったのである。

その義氏の葛西城出立の正確な日時は不明であるが、③の三月二十六日からほどなくしてのことであったと思われる。四月二日には、「品川妙黒寺に逗留」（「天正中年代記」『大日本地誌大系（三）新編武蔵風土記稿第三卷』雄山閣、一九六三年。「年代記配合抄」『北区史資料編古代中世2』一九九五年）したとされるからである。下総葛西城↓武蔵江戸城↓武蔵品川妙国寺（品川区南品川）をへて相模戸塚辺りで一泊し四日に鎌倉入りしたものとみられる。①②③は、義氏の葛西城段階のものにしてたことになる。その意味で、本文書は、義氏の葛西城段階のものにして①よりも早くに鶴岡社参の動きを示す貴重な史料といえる。

第二章 江戸衆の役割について

さて、本文書の内容は、後北条氏が足利義氏の鶴岡社参の興廃奉行に瀬戸筑前守と菅谷右京亮を任命し、義氏出立前日までに葛西城に来るよう命じたものである。この二人は、興廃十二人の統率者とみられる。

その輿舁十二人の差配は、松石斎・吉原新兵衛によってなされたのであった。となると、後北条氏―松石斎・吉原新兵衛―瀬戸筑前守・菅谷右京亮・その従類―輿舁十二人という関係成立がみてとれよう。

問題は、松石斎・吉原新兵衛と瀬戸筑前守・菅谷右京亮のそれぞれの歴史的性格である。その点、まず松石斎・吉原新兵衛は、「役帳」にみえる後北条氏家臣である。「役帳」には、松石斎自身の知行地や知行役高は不明であるが、御馬廻衆松田助六郎（康長）のところに「同（買得）六拾貫三百六拾文 東郡台之村 元松石斎知行」とみえる。また御馬廻衆関弥次郎のところにも「買得六拾貫三百六拾文 台之村 元松石斎ノ知行」とみえる。松石斎がある段階に台村（鎌倉市台）を松田・関両氏に均等分割売却していたのであった。ただそれでもって「役帳」成立の永禄二年当時の没落を意味しないことは、弘治四年「永禄元年当時の本文書自体の存在が示そう。『氏名不明』『徴証なし』（佐脇・下山「役帳」とはいえ、斎号を名乗っていること、また売却した台村の知行役高の在り方から一角の後北条氏家臣であったと想定される。

それに対して、吉原新兵衛は、「役帳」に江戸衆「一、七貫文 足立内宮城堀内 吉原新兵衛」とみえるばかりでなく、元亀二年（一五七一）八月十九日付白子小代官百姓中宛北条家朱印状写（「新編武蔵風土記稿新座郡六」神八〇五八「戦北一五〇六」）に「反銭請取奉行良知河内守・吉原新兵衛」とみえる存在である。とすれば、永禄六年八月朔日付泉衆中宛北条家朱印状写（「武州文書所収多摩郡伝右衛門所蔵文書」戦北八二四）にみえる「奉行良知・吉原」の「吉原」も同人とみてよから

う。これらの点から「江戸城において段銭請取奉行を務めている」（佐脇「役帳」・「江戸城の反銭奉行」（下山「役帳」）とか則竹雄一「良知河内守」（『戦国人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六年）で「江戸衆で御蔵奉行」とかみなされてきたのであった。なお、良知河内守も、松石斎同様に知行役高など「役帳」にみえない後北条氏家臣である。いずれにせよ、吉原新兵衛が江戸衆で段銭奉行などを務める実務吏僚であったことは間違いない。

こうした吉原新兵衛の性格からして、「松石斎・吉原新兵衛兩人前」と並記される松石斎も、江戸衆であった可能性は極めて高いと推察される。

それでは、瀬戸筑前守・菅谷右京亮の方は、如何であろうか。両氏が宛所の敬称が「との」という書札札上の薄札からして商職人レベルの人びとであったことは想像に難くない。本文の「少も相違之儀至于有之者、従類共三方を削者也」という「従類」・「削」などの表現からも、それが窺われよう。この両名は、「松石斎・吉原新兵衛兩人」とは異なり、「役帳」を含めてまったく史料的には確認されないもの（「役帳」にみえる三浦衆大貝寄子菅谷源次郎は職能からしても別人）、その歴史的性格の違いを示す結果にして、輿舁奉行という専門職能に通じた人びとであったことを示唆しよう。ただその活動の性格からして「松石斎・吉原新兵衛兩人」と同様に江戸周辺の人物であった可能性が極めて高いと思われる^⑤。

それは、「松石斎・吉原新兵衛兩人」が手配した輿舁十二人自体も、

同様であったことを示唆しよう。輿舁（駕輿丁）も十二人という固定化した人数からして実態は不明とはいえ、特定の人びとの職能集団であったことには間違いない。またその輿自体、室町時代以来乗輿の制によって乗りえた家柄は、細川・斯波・畠山・赤松・京極・大内・伊勢などの諸氏に限られ、そこにも使用に際してさまざまなハードルが存在したという特別な乗り物Ⅱ「荣誉の表徴」であったという。^⑥輿は、ハレの行列の象徴物であったのである。

この輿が社参当日に利用された輿と同一とすれば、「御輿タ、塗輿之間、自元御簾ハ不係候、御輿添二人」（「社参記」）とみえる「塗輿」にして「御輿添二人」とは、本文書でいう瀬戸筑前守・菅谷右京亮の二人ということになるか。後北条氏は、その輿舁と輿との関係について粗相のないように厳密に奉行兩人に仰せつけたのであった。輿とその搭乗者主体、義氏の莊嚴化に心を砕いていた様子が窺われる。ちなみになお史料的には検討の余地を残すが、「北条記」（『新編埼玉県史資料編8 中世4 記録2』一九八六年）は「公方様ハアシロ（網代）輿ニメサレ」と、また「鎌倉九代後記」（同上）も「網代輿ニ乗○^ル」と、いずれも網代輿と記す。網代輿は、「網代車（殿上人晴儀の料）にならった塗輿で、晴儀の時に用い^⑦

といえ、本文書の輿は、「御所様」Ⅱ「葛西様」用のものであって、同道した御台様のそれを含むものではなかったとみられる。別途の対応がなされたことは、「御社参次第」に「御ミたいの御輿」「御こしきき十二人」「上ろう衆御輿十一丁、一丁ニ侍式人つ、こしきき六人つ、」「御

ミたいの御こし、とりあわせより十二丁」（御台様と上臈衆を併せた分）とみえる。^②永禄元年三月二十二日付蔭山長門入道（家広）・後藤右近丞宛北条家朱印状でも、義氏の御社参の「翌日^{（開字）}御台様御社参」と予定されていたのである。これらが事実とすれば、両日に及ぶ相当大がかりな行列であったことになる。

しかも、その莊嚴化は、社参の際の服装にも窺われるものであった。義氏の「御立烏帽子・精紅之御直垂・紫之御差（指）貫御腰物サ、セラル、同御扇被為持」、「御輿添二人」の「烏帽子・素袍・袴」、「御騎馬之衆三騎」一色宮内太輔・梶原・佐々木近江守の「仕立烏帽子・素袍・袴」（「社参記」）という差別化された服装であったのである。^⑧

こうした多くの人びとが義氏の鶴岡社参を下から支えていたのである。いずれも江戸衆とか江戸周辺の人びとであった。義氏―御台様―上臈衆（女房衆）という相互間に輿や輿舁の違いがあっても、全体として東国將軍としての義氏の輿を中心とする編成となっていたのである。それが衆人に可視化された点に一大行事の一次的意義が存したことは間違いない。ただそれでもつて社参の意義が完結したかといえ、そうではなく、特にそれと直接関わった鎌倉寺社や商職人を含めた住人との接点が問題となったはずである。^⑨

例えば、「御社参次第」にみえる神主への神馬十二疋、小別当への太刀十二振、院家中への百貫文の「代物」、（銭）八乙女への神楽銭百貫、社人岩瀬氏への供銭六十貫などの負担、また「用途注文」にみえる上宮への三千疋・太刀一腰・神馬一疋、若宮への千疋・太刀一腰・神馬一

疋、経供養の布施三千疋、御供十二貫文（御台様社参の時）、御太刀一腰・鳥目千疋、神人中への鳥目二千疋などの負担が如何なる形でなされたのでかである。前者は後北条氏側の負担、後者は古河公方側の負担を示すとみられるので、後北条氏側の負担の大きさが窺われる。その主導主体が後北条氏であった結果であった。ただその双方の負担に鎌倉寺社や商職人がまったく無関係であったのか否かは検討を要しよう。

というのは、氏康と義氏の以下の所為が確認されるからである。永禄四年五月二十八日付金剛王院宛北条氏康書状案写（「妙本寺文書」神七二三九＝戦北七〇二＝戦房一〇五四）に「先年^{（永禄元年）}鎌倉在馬之砌、諸寺諸山周寄附田畠候^キ、其外国中之神社・仏閣へ少充之料所^お雖寄進仕候」とみえ、同時期に氏康が大々的に神社仏閣へ田畠寄進を行ったという。また年末詳四月六日付江島岩本坊宛足利義氏書状（「岩本院文書」戦古一一〇二＝神七三五七）は「永禄元（一五五八）年四月十日に鎌倉鶴岡八幡宮に社参しており、これに近い日付で岩本坊の参上に礼を述べる本文書は、その際のもので推定され¹⁰」、また同様に年末詳四月十四日付福本九郎左衛門尉宛足利義氏安堵状（「福本文書」戦古一一〇七＝神八〇八九）も「可為御作手之由、申上候」ことに対する安堵を示すものとみられる。¹¹社参を捉えて義氏に直参・申請し御書を拝領したり権利の保証をえたりした一例である。そこでは、進物（巻数・金銭・土産品他）がなされるのが慣例であったはずである。その他、「鎌倉中」に役負担が課された可能性も否定できない。

すなわち、古河公方と後北条氏は、社参に併せて鎌倉寺社や商職人の

古河公方足利義氏の鶴岡八幡宮参詣に関する覚書

申請をふまえてその知行や権利の保証を行っていたのであった。それに呼応する諸負担が前提にあったのである。これらは、社参という一大行事の公共性を担保するための必須条件であったのである。広義の贈与と負担（互酬）の一齣であったと評価される所以である。¹²

第三章 江戸城代遠山氏の活躍について

前章でみたように足利義氏の鶴岡社参は、江戸衆とか江戸周辺の人びとによって進められていたと推察された。義氏が「葛西様」と尊称されて葛西城にいた以上、それを支えたのが、江戸衆、江戸城代遠山氏であったことはいうまでもなく、当然な結果であった。¹³それは、義氏が鎌倉宿入りの際に「永禄元戊午四月四日申時、十里御先に遠山丹波守殿一番」（「御社参次第」）とみえることに象徴される。次いで、御台様に続いての公方家臣梶原氏の宿入りの時には、公方家臣二階堂氏と相俟って遠山隼人佐が続いている。また義氏の八日の由比の浜下りの際にも、公方家臣（佐々木・梶原・一色諸氏）と相俟って遠山丹波守（綱景）・隼人佐父子が南条玄蕃（昌治）・山中彦十郎（康豊）・余田らと一緒に供奉している。本番の四月十日の社参の時には、「氏政之騎馬三騎」として、一番松田左馬助（憲秀）・二番笠原美作守と並んで三番遠山隼人佐がみえるという具合である。

そして、社参後の四月二十八日の小田原の北条氏康邸での祝宴にも「宿老」として松田父子（盛秀・憲秀）・笠原美作守・清水太郎左衛門（康英）・石巻下野守（家貞）と相俟って遠山父子が義氏に「御馬・御太

刀」を進上している（「社参記」）。この間、遠山綱景・隼人佐父子は、一体となつて行動していたのであった。

以上、遠山綱景・隼人佐父子が下総葛西城―相模鎌倉―相模小田原へと供奉し続けていた様子が窺われた。その他の「宿老」らも鶴岡社参・小田原御成に供奉しているが、葛西城なりから供奉し続けたのは、遠山父子だけであつたとみられる。義氏の鶴岡社参を実際に実現させたのは、この江戸城代遠山氏であつたのである。⁽¹⁵⁾

第四章 築田晴助宛北条氏康起請文について

こうした足利義氏の下総葛西城―鶴岡社参―小田原御成に至る間を供奉し続けたのは、当然ながら後北条氏家臣と古河公方家臣であつた。後北条氏家臣の代表が江戸城代遠山氏であつたとすれば、古河公方家臣の代表は誰であつたろうか。

その点、四日の宿入りには佐々木・一色・梶原・二階堂諸氏、八日の由比の浜下りには佐々木・梶原・一色諸氏、十日の社参には「御騎馬之衆三騎」＝「一色宮内太輔（直朝）・梶原（政景）・佐々木近江守と」「宿老衆十人」＝「奉公衆」＝「一色十郎・一色中務丞ら、小田原の北条氏康邸での祝宴には「騎馬三騎之衆」＝「一色宮内太輔直朝・佐々木（近江守）・梶原（政景）諸氏がみえるという具合である。

とすれば、鶴岡社参の際の「御騎馬之衆三騎」と小田原の氏康邸での祝宴の際の「騎馬三騎之衆」に共通してみえる一色宮内太輔直朝・梶原政景・佐々木近江守という、ほぼ儀式・儀礼に通じた三氏を取り仕切つ

ていたこと、そのなかでも、その「一番」の一色宮内太輔直朝が中心であつたとみて間違ひあるまい。それ故の「氏政被参、則一色宮内太輔致奏者ヲ、氏政御前へ被参」との「奏者」役であろうし、小田原の氏康邸での祝宴でも、直朝が氏康から「進物」を受け取ったり、初献の御盃を受け取ったりしたのである。

この一色宮内太輔直朝は、足利氏の一門・武蔵幸手（幸手市）城主・文芸に精通した文人として著名であるし（『幸手市史通史編Ⅰ』）、梶原政景は、太田資正の子息ながら義氏と同時に葛西城で元服したとされるなど、両者の緊密な関係さが窺われる存在である。⁽¹⁶⁾ 佐々木近江守も、別途（永禄三年）二月十八日付佐々木近江守宛北条氏康書状（岡本貞休氏所蔵文書）神七二二二＝戦北一五二二で後北条氏との間で改年の贈答儀礼の存在が確認されるなど、後北条氏と緊密な関係にあつた伝統的な古河公方家臣であつた。

いずれも、それ以前の享禄元年（一五二八）十二月二十七日付足利晴氏元服次第記（『野田家文書』⁽¹⁷⁾）や弘治元年（一五五五）十一月付足利義氏元服次第（『御社参次第』）などにもみえる家柄である。⁽¹⁸⁾

問題は、そこに築田・野田・豊前諸氏などの有力家臣、特に当時後北条氏と緊密な関係にあつた豊前氏さえもみえないことである。豊前氏は、晴氏や義氏の元服次第にもみえないが、もちろん、儀式・儀礼に通じた家臣とそうではない家臣との間で、一定の役割分担があつた可能性も否定しえないが、記載なし＝供奉なしとはいききれないのが現実である。

それは、後述のようにこの前後の影の主役の一人瑞雲院周興（↓芳春院周興）さえ、まったく記載がないのである。その点は、後北条氏の場合で同様で、氏政は「氏政被参、則一色宮内大輔致奏者ヲ、氏政御前へ被参」「氏政、還御之後退出」（「社参記」とみえるが、氏康は「辻固衆」「物主何モ氏康為代官也」（「社参記」とかみえるだけで、その直接的行動は記載されていないのである）。

すなわち、「御社参次第」「社参記」の史料性格とその限界を認めたいので史料としての利用の必要性を示唆しよう。その点からすると、義氏社参の翌日付の永禄元年四月十一日付築田中務太輔（晴助）宛北条氏康起請文（「築田家文書」神七〇七二＝戦北五七八＝戦房九六八）の存在が注目されてこよう。まず問題は、これがどこで書かれ署判されたのかである。先述のように当日の氏康の参列は確実であり、翌日とはいえ氏康が鎌倉にいたこともほぼ間違いない。と同時に氏政の参列も確実で、氏康・氏政父子は、この度の総括責任者として鎌倉にいたのであった。

その社参の翌日の起請文とすれば、まず鎌倉で書かれ署判されたとみてよからう。天文八年（一五三九）八月十三日付北条氏綱起請文（「築田家文書」神六七二〇＝戦北一六三＝戦房七二九）以降の後北条氏と築田氏との幾多の交渉過程をへてようやくたどり着いた懸案の事項が、この日（社参の翌日）、この場所（鎌倉・鶴岡八幡宮）をえて成文化されたのであった。その意義は、歴史的にも極めて大い。その起請文の成立過程をみると、築田氏が「一、関宿之城^{（開字）} 公方様為御座之地、来六月

古河公方足利義氏の鶴岡八幡宮参詣に関する覚書

中可有御進上之由、以誓句承候」「二、其方御在城為可有之、古河之地被御申請度由、無奈儀候、申調可進候」という「誓句」（起請文）を提出した結果、成立したことが分かる。「築田氏側からの起請文提出」¹⁹⁾を受けてのものであったのである。ただ別途「右馬允改易之事、誓句」者不載候」云々ともあり、この「誓句」をめぐって種々議論があった様子が窺われる。それがどこで行われたかは不明であるが、日時的にみて鎌倉の可能性は否定しきれないように思われる。

このように、この度の起請文は、築田氏の関宿城（野田市関宿三軒家）を公方の御座所とすること、代わりに古河城（古河市）を築田氏の持城とすること、というこれ以前のものとは質的に異なる核心的な事柄を含むものであった。「二国」に匹敵する「無双之名地」と評される関宿城を築田氏から引き離すこと＝勢力削減が目的であった。後日氏康をして「今度之一儀、中務（築田晴助）無相違令納得候」（「喜連川文書」戦北五八一＝戦古二四〇六）といわしめた成果をえた起請文であったのである。以後も、築田氏と後北条氏（氏政・氏照）の間で起請文（「築田文書」戦北一〇一五―一〇一七＝戦房一二四一―一二四三）が交換されることはあっても、この内容を超えるものはなかったことから、その画期性が窺われる。義氏社参という一大行事の背後に当初からこうした大きな政治的課題が存在していたのである。「この参詣は、元服とセツトで行われる元服後の氏神参詣」（「野田市史資料編古代・中世Ⅰ」）に留まるものではなかったのである。この社参の場は、まさに起請文交換＝誓約の場であったのである。²⁰⁾

とすれば、そうした時宜に適う起請文の交換には、築田晴助の存在、晴助の義氏社参供奉という仮説の提起の余地を残そうか。²¹⁾ ちなみにそれ以前の弘治元年（一五五五）十一月の葛西城での義氏元服式には、晴助以下築田氏一族（後述の築田右馬允を含む）の多くが参列しており（「義氏様御元服之次第」、その際に晴助は、氏康と「今度始而遂面上」げたという（「築田家文書」戦北四九八〇戦房九二八）。周知の間柄であつたのである。

以上、義氏の鶴岡社参の後北条氏側の事実上の担当者が江戸城代遠山氏であつたのに対して、古河公方側のそれは一色直朝であつたが、その背後に築田晴助の存在の可能性も想定されようかと見通した次第である。

第五章 足利義氏の小田原御成について

ところで、先述の通り、足利義氏は、鶴岡社参を終えてから小田原に御成をしたのであつた。「御社参次第」には、四月十三日の鶴岡「八幡宮御こんくに御参詣」を終えて「十五日小田原へ御成」とみえる。その行程の様子についての記載はないが、その後の四月二十八日に氏康邸で祝宴が催されたのであつた。その祝宴の様子は「御社参記」（「小田原儀式」）に詳しいが、「熨斗鮑や鯉、のちに小田原名産として知れ渡る『梅干』や『蒲鉾』といった数々の料理が並ぶ宴席は、絵画・陶磁器などの美術品や高価な調度品類で彩られており、氏康が出来得る限りの贅を尽して新公方を迎えた様子が窺える」（山口『北条氏康と東国の戦国世界』）

という。

そもそも、義氏が小田原に御成したことは、六月一日付小野崎下野守宛義氏書状（「小田部庄右衛門氏所蔵文書」神七〇七八〇戦古八三〇）に「当地小田原^江御成」とみえるし、閏六月五日付小山弾正大弼（秀綱）宛義氏書状写（「小山氏文書」神七一〇〇〇戦古八三九）にも「就若宮参詣之次、当地御成」とみえる通りである。この御成も動座として東国寺社・諸氏との間における贈答儀礼展開において経済的契機となつたことは、鶴岡社参と同様である。それから八月十四日付白川左京大夫（晴綱）宛足利義氏書状（「熱海白川文書」戦古八四〇）に「就当地関宿^江被移座」とみえるので、閏六月五日から八月十四日の間に小田原から関宿城に移座していたことが分かる。

とすれば、五月九日付畑田右衛門大夫宛瑞雲院周興副状（「畑田文書」神七〇七五〇戦古一四〇五）や五月二十四日付瑞雲院周興宛北条氏康書状（「喜連川文書」神七〇八六〇戦北五八一〇戦古一四〇六）も小田原から出されたものとみられるし、その前の四月二十三日付畑田右衛門大夫宛足利義氏書状（「畑田文書」神七〇七三〇戦古八二七）も小田原から出された可能性が高いことになる。ちなみに一連の義氏文書の副状を認めた瑞雲院周興は円覚寺黄梅院夢窓派系の禅僧であるが、この間、義氏の侍臣という以上に義氏誕生前後より御台様と共にあつた重要な人物である。²²⁾

そうした瑞雲院周興の姿は、「社参記」（「小田原儀式」）にはみえないが、御台様とともに小田原にあつたことは間違いなく、その他、同記に

みえる一色宮内太輔直朝・佐々木近江守・梶原政景諸氏以外にもさまざま
まな古河公方家臣が鎌倉から小田原に供奉していたとみられる。義氏の
小田原滞在は、二ヶ月以上に及んだのである。十日前後滞在の鎌倉に比
して長期の御成であったのである。その響応の次第は「室町將軍の大名
邸御成の時と同様」にして「將軍・大名邸と同様な都風の『氏康私宅』」
〔豆・相・武三か国の太守後北条氏の権威を飾るに相応しい建造物〕²³内
で執り行われたという。

問題は、その歴史的意義如何である。その点、鶴岡社参と併せて「頼
朝に擬された義氏と、執権北条氏に擬された氏康」の「一体化による新
たな関東政治秩序」を「世間に表明する一大イベント」（黒田「近代天
下無双の覇主」五十七年の生涯）『北条氏康とその時代』であったこと
や東国寺社・諸氏との贈答儀礼の経済的契機をともなったことには違
いとはいえず、本質的には「就若宮参詣之次、当地御成」の域に留まる
ものであったといわねばならない。鎌倉寺社や商職人を取り込んで公共
性を具備した鶴岡社参とは異なり、後北条氏の「御一家」化としての
内々の行事であったからである。

むしろ、この間に出された築田晴助宛足利義氏文書、弘治四年六月一
日付足利義氏条書（「築田家文書」戦古八三三、戦古八三四Ⅱ神七〇七
九）・同日付築田中務太輔宛足利義氏書状（「築田家文書」戦古八三一・
八三二）・弘治四年六月十四日付築田中務太輔宛足利義氏書状（「築田家
文書」戦古八三五）・弘治四年六月十九日付足利義氏過所・同日付条書
（「築田家文書」戦古八三六・八三七）のみならず、なお検討の余地を残

古河公方足利義氏の鶴岡八幡宮参詣に関する覚書

すが、永祿元年六月二十日付築田中務太輔宛北条家朱印状（「築田家文
書」戦房九七八）の存在を考えると、交換された起請文の核心―築田氏
の関宿城進上と古河城主化―実現の向けた努力が一義的課題であり、小
田原御成は、そのために必要な場所であり時間であったということでは
なからうか。²⁴

もちろん、たとえ供奉が想定されたとしても、社参から二ヶ月以上と
なる最後の段階まで築田晴助が小田原にいたとは想定し難い。というよ
りも、そもそも鎌倉供奉が想定されとしても、その起請文交換を目的
とするものであったとすれば、それが終えれば、鎌倉を離れて関宿に
戻った可能性は大いにあろう。起請文の六月中の約束事の準備・実現が
要請されていたからである。その交渉の過程でさまざまな問題が存在し
ていたことはいまでもない。古河公方の家臣団、取り分け築田氏内部
で深刻な路線対立があった以上、晴助自身、「家中」の「堅固」な支持
を取り付けることが必須の課題であったのである。

それは、例えば、先の五月二十四日付瑞雲院周興宛北条氏康書状²⁵に
みえる「誓句」に載せるか載せないかで問題となった築田右馬允²⁶の
「先万極々遺恨候」の存在である。右馬允は、「中書」Ⅱ酒井中務丞胤治
のみならず、その有力な一族酒井大膳などとも交渉を持っていた可能性
が高く、広範囲な抵抗運動の中核を担った人物であったとみられる。そ
の前提に築田氏と酒井氏との伝統的な緊密な関係が存在したのであつ
た。²⁷そのうえ、その処分案に対して「昨日当地へ越候」とあるように
小田原まできて異議を申し立てるほどの反対者であったのである。

そうした事態の推移の積極的に対応したのが、古河公方側では御台様であり瑞雲院周興であったのである。特に御台様の活動が当該問題の関係者酒井中務丞胤治の有力な一族酒井大膳に「御計策之御自筆」を認めるほどのものであったことは、注目に値する。またそれと連携して後北条氏側で氏康から諸事対応を申し付けられたのは、江戸城代遠山氏であったのである。ここに交渉の構図がみえてこよう。義氏・御台様・瑞雲院周興―北条氏康・遠山氏―築田氏という人的構図であり、小田原―江戸―関宿という地域的構図である。遠山氏は、引き続き小田原にいたのである。交渉の舞台が小田原と関宿城とはいえ、現実はその交渉を行っていたのは、相互に手筋を持っていた江戸城代遠山氏以外にはいなかったというのが現実であった。その背景に北条氏康―氏康妹―御台様・瑞雲院周興―遠山綱景という緊密な人的関係が存在したのであった。⁽²⁸⁾

その結果、六月一日付けで義氏は、築田氏の関宿城進上を確認し、その古河入城を促したのであった。ただその後でも六月十四日と六月十九日の二回に及ぶ文書が出されたのであった。これらは、築田氏からの知行関係・家臣関係の処遇を含めた古河城支配に関わる具体的要求に応えたものであった。起請文の内実化である。起請文交換から約二ヶ月が過ぎていたのである。それだけ起請文交換後でも、細部の交渉は困難を極めたのである。

ただその後、この事案に関する関係史料が確認されなくなるので、一応落着いたとみられる。それがあって始めて義氏の関宿移座が可能となったのである。「就当地関宿江被移座」とみえた先の八月十四日付白

川左京大夫（晴綱）宛義氏書状と同日付白川宛梶原政景副状写（「楓軒文書纂九一所収白河証古文書二」戦古参考三六、「東京大学文学部所蔵結城白川文書」戦古一四〇七）の発給者平政景―梶原源太は、「御社参次第」に梶原平七―梶原殿、「社参記」に梶原殿、さらに小田原の氏康邸での祝宴の際に梶原などとみえた当該人物に間違いない。その人物が関宿城まで供奉していたのである。佐々木・一色両氏も同様にして、御台様・瑞雲院周興らも同行したに違いない。

これでもって鶴岡社参以来の歴史は、一区切りをなしたのであった。義氏の鶴岡社参と築田氏の関宿城進上―義氏「関宿様」化と築田氏古河城主化だけを見ても、一連の政治過程として展開されたものと評価される。それが長塚論文がいう「もつとも大きな問題は、義氏の下総帰還であった」とされる実態であった。その際、後北条氏側の事実上の担当者は、一貫して江戸城代遠山氏であったということである。

第六章 その後の古河公方と遠山氏について

ところで、義氏の小田原御成段階の関係史料には、次のようなものがある。一つは、永禄元年六月二十三日付豊前左京亮（氏景）宛北条家朱印状写（「古文書八上」神七〇九六―戦北五八六）の奉者―遠山隼人佐の存在である。二つは、永禄元年閏六月十日付豊前左京亮（氏景）宛北条氏康書状写（「豊前氏古文書抄」神七一〇二―戦北五九〇）である。これは、江戸の仙波縫殿助屋敷・小宮屋敷を御台様の屋敷として改修を急ぐように命じたものであるが、その際、使節文言として「猶丹波守可

申候」がみえる。丹波守は、江戸城代遠山綱景である。両通とも、遠山父子が義氏家臣豊前氏の奉者・使者を務めていたことを示そう。当該段階での両者の緊密な関係のほどが裏付けられる⁽²⁹⁾。

それは、その後の永禄四年七月九日に死去した御台様の位牌寺に遠山直景（綱景の父）によって建立された江戸吉祥寺が指定されたこと（「喜連川家文書案一」戦古九二四）、永禄四年～六年の間に義氏の「江城御座」「江城へ入」が計画されて義氏から遠山右衛門（政景）・太田越前守にその普請が命ぜられていることなど（「豊前氏古文書抄」神七四三二。「豊前氏古文書抄」戦古一二二三。「妙本寺文書」神七二三八）、永禄三～四年の越後上杉謙信による関宿城攻めの過程で義氏は下総小金城（松戸市大谷口）や上総佐貫城（富津市佐貫）などに移座するが（「野田家文書」戦北七〇八＝戦房一〇五八。「相州文書所収鎌倉郡統灯庵文書」戦古八八〇＝戦房一一五二）、その際に「江戸³⁰被閣候奉公者」（「集古文書四八下野国喜連川处士三浦某所蔵」戦古八八三＝戦房一一五三）が存在したこと、⁽³⁰⁾などにも繋がるものであった。

いずれも、当該段階の古河公方と江戸城代遠山氏との緊密な関係を示すものであるが、具体的に御台様と義氏の江戸との具体的な関係（御座所とか屋敷とかの生活空間）として展開されていることに注目される。⁽³¹⁾ こうした関係は、永禄四年七月九日の御台様の死去と永禄七年正月八日の第二次国府台合戦での遠山綱景・隼人佐父子の戦死まで基本的には継続されたのであった。以後、江戸城代や江戸衆自体の性格変化をへて下総栗橋（五霞町元栗橋）城主となる北条氏照にその任が担われることに

なるのである。

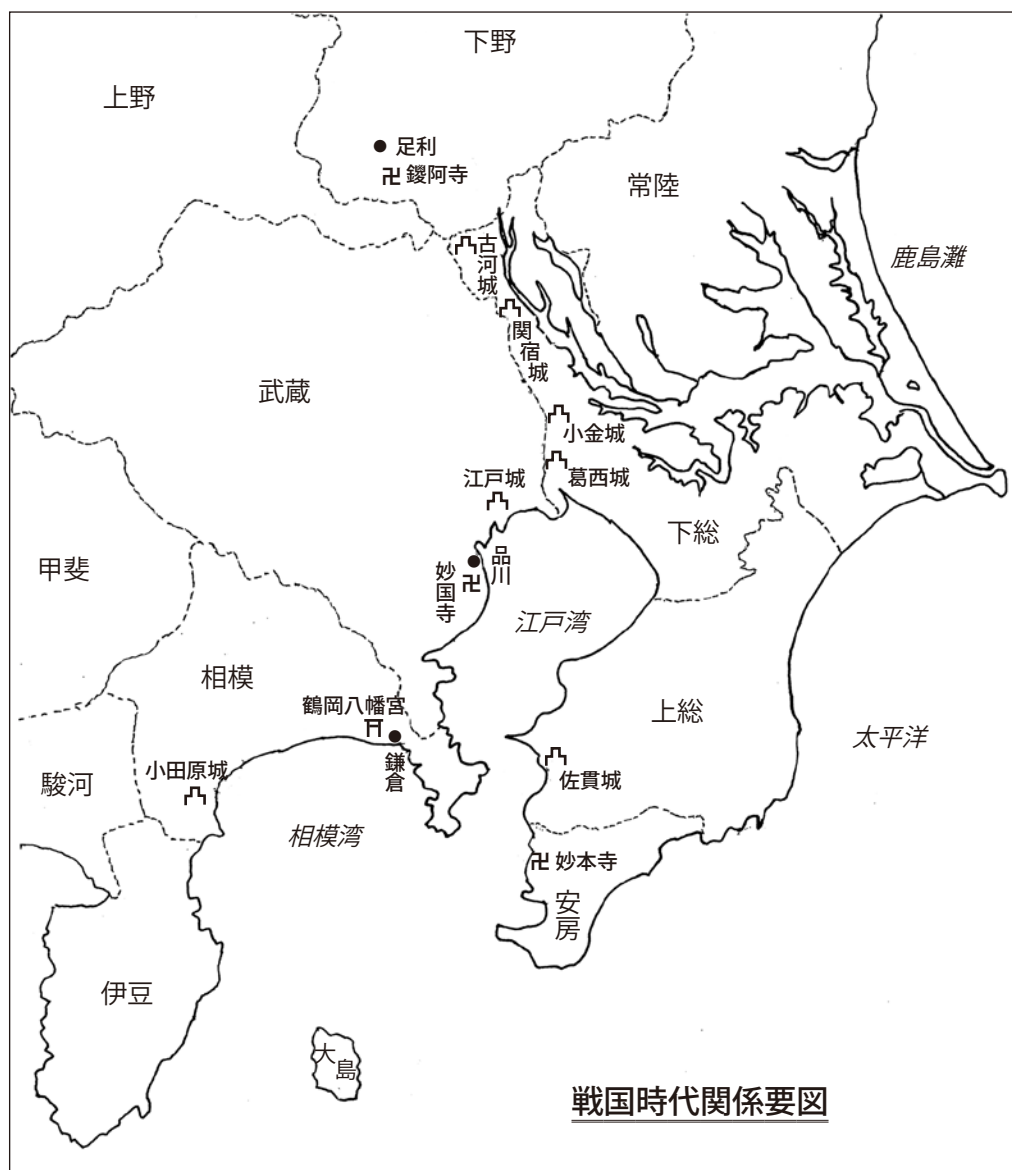
ただそうしたなかで、遠山氏には、御台様の登場とともにその家臣となった後北条氏家臣・江戸衆の遠山氏一族のなかには、御台様の死去後古河公方の直臣になるものがいたのであった。例えば、年末詳十月九日付足利義氏朱印状（「喜連川文書」神七一八二＝戦古一一八七）の上総御台様領にみえる遠山弥八郎⁽³²⁾、永禄十二年八月段階義氏の使者を務める遠山源五郎（「喜連川家文書案一」戦古九二四）、天正二年（一五七四）十二月段階古河公方御料所の給人としてみえる遠山源五郎（「喜連川文書」戦房一五一一）、同年頃の古河公方家御料所書立案（「喜連川文書」）にみえる遠山源二郎などの存在である。かれらは、御台様領の存在と不可分な関係で存在していたのであった。⁽³³⁾

かれらについては、すでに佐脇氏によって「芳春院殿の側近に仕え、彼女の諸事について奉行した人物」「武蔵の江戸城城代であった遠山綱景の子息で、その嫡子弥六郎（隼人佐）の弟とみてよい」「遠山弥八郎の子息とみられる遠山源五郎」⁽³⁴⁾などと評価されてきたところである。古河公方と後北条氏を繋ぐ人脈として御台様の死去と第二次国府台合戦後も、一定の役割を果たし続けたのであった。

すなわち、これらは、遠山氏の一族をもつてしての多方面にわたる古河公方との関係を示すものであった（「豊前氏古文書抄」神七六一七＝戦古九一九）。その始原となったのが綱景であり、御台様であったのである。その意味では、この両人が氏康のもとで義氏の鎌倉社参と小田原御成を真に実現させたといっても過言ではない。

おわりに

以上、古河公方足利義氏の鶴岡社参は、東国將軍としての義氏の地位を顕示する場であったが、後北条氏にとっては古河公方権力を実質的に支える関宿城主築田氏に関宿城を義氏に進上せしめるという起請文交換Ⅱ誓約の場であったこと、義氏の小田原での二ヶ月に及ぶ御成はその交渉・実現に必要な時間であったし、その解決があつてこそその義氏の関宿移座Ⅱ「関宿様」化が実現したこと、その意味では、鶴岡社参から関宿移座までは、その一つ政治過程であつたこと、この鶴岡社参から交渉過程の最前線で活躍したのは、後北条氏側は江戸城代遠山綱景であり、古河公方側では一色直朝であつたが、その背後に築田晴助の存在の可能性も想定されたこと、さらにそのうえで全体として氏康―御台様・瑞雲院周興―遠山綱景の人的繋がり深さが義氏の社参・小田原御成を実現させたこと、



戦国時代関係要図

鶴岡社参は古河公方・後北条氏と鎌倉寺社・商職人などとの間での贈与と負担（互酬）関係によってその公共性が担保されたが、小田原御成は「御一家」の内々の行事に留まるものであったこと、遠山氏と古河公方との関係は、御台様の死去や第二次国府台合戦での遠山綱景の戦死まで存続し、その関係は北条氏照に引き継がれたが、御台様に随伴した遠山氏の一族は義氏の家臣となって活躍し続けたこと、などを見通した次第である。

そもそも、本稿は、新たに確認された一通の北条家朱印状の検討からその「御輿昇奉行」任命の延長上に関わる古河公方と後北条氏間の政治的問題とその周辺について不十分ながら見通したものである。そのために推論を重ねる結果となったが、一つの問題提起として受け止めていただければ幸いである。

注

- (1) この動座については、拙稿「古河公方足利義氏と都市鎌倉―特に『鎌倉様』段階を中心に」（真鍋淳哉編『旧国中世重要論文集成 相模国』戎光祥出版、二〇二〇年。初出二〇一八年）で検討を試みた。
- (2) 以下、本文中の神々は『神奈川県史資料編3古代・中世（3下）』（一九七九年）、戦北は『戦国遺文後北条氏編』（東京堂出版、一九八九～二〇〇〇年）、戦古は『戦国遺文古河公方編』（東京堂出版、二〇〇六年）、戦房は『戦国遺文房総編』（東京堂出版、二〇一〇～二〇一六年）の所収番号を示す。なお、「小田原衆所領役帳」（以下、「役帳」と略す）は、佐脇栄智校注「小田原衆所領役帳 戦国遺文後北条氏編別巻」（東京堂出版、一九九八年）によった。た

だ下山治久校注『藤沢市史料集（二十）北条氏所領役帳』（藤沢市文書館、一九九六年）も随時参照した。

- (3) 本史料は、『北区史資料編古代中世2』（一九九五年）、『野田市史資料編古代・中世1』（二〇一〇年）に収録済み。『平成19年度特別展 関東戦乱―戦国を駆け抜けた葛西城―』（葛飾区郷土と天文の博物館、二〇〇七年）は、写真版を掲載する。以下、「御社参次第」、「社参記」と略す。早くに「御社参次第」を紹介したものに石渡隆之「鎌倉公方御社参次第」（『横須賀市博物館研究報告（人文科学）』一三号、一九六九年）がある。その後の湯山学『湘南物語Ⅳ（中）』（私家版、一九九七年）や『幸手市史通史編1』（二〇〇二年、新井浩文氏執筆分）などにも言及がある。なお、その他、社参に関する古河公方側の史料として「鶴岡八幡宮社参用途注文」（『喜連川文書』。以下、「用途注文」と略す）がある。

- (4) 年未詳三月二十五日付白河左京大夫（晴綱）宛足利義氏書状写（『楓軒文書纂九二所収白河証古文書三』戦古一〇九九）は、或は永禄元年に比定されて、葛西城から出されたものであろうか。なお、村井章介・戸谷穂高編『新訂白河結城家文書集成』（高志書院、二〇二二年）も永禄元年に比定する。

- (5) なお、『戦国遺文後北条氏編』には、相模の鋳物師瀬戸永歎（二七四）、相模の瀬戸三郎左衛門（一三六九）、相模の瀬戸七郎左衛門（一三六九）、相模の瀬戸神右衛門（一三六九）、上野の瀬戸丹波守（一三六九）などの瀬戸氏がみえるが、いずれもその関連性はい出しにくい。

- (6) この点は、二木謙一『中世武家の作法』（吉川弘文館、一九九九年）を参照。

- (7) 二木『中世武家の作法』（注6）による。

- (8) なお、「御社参次第」は古河公方義氏段階の儀式・儀礼に関する貴重な史料であるが、それは、「足利晴氏元服次第記」・「義氏様元服之次第」に、さらには鎌倉府段階の「鎌倉年中行事」（『海老名市史2資料編中世』一

- 九九八年）に連なるものであろう。その総合的研究が待たれる。その点、鎌倉府段階の公方の服装に注目した杉山一弥『鎌倉年中行事』にみる鎌倉府の着装規範―鎌倉公方の服飾を中心として―（『室町幕府の東国政策』思文閣出版、二〇一四年。初出二〇〇七年）、『義氏様元服之次第』に注目した平野明夫「足利義氏の元服式」（葛飾区郷土と天文の博物館編『葛西城と古河公方足利義氏』雄山閣、二〇一〇年）がある。
- (9) こうしたことは、すでにこの後の「鎌倉様」段階の次第で考えたことであった。拙稿「古河公方足利義氏と都市鎌倉―特に『鎌倉様』段階を中心に」を参照。
- (10) 石塚勝「歴史をひもとく藤沢の資料別巻中世文書」（藤沢市文書館、二〇一一年）。
- (11) この点は、拙稿「鎌倉鍛冶福本氏に関する一考察―特に『福本文書』の考証を通じて―」（『金沢文庫研究』三四二号、二〇一九年）でも指摘した。
- (12) この点は、安田次郎「祭礼をめぐる負担と贈与―春日若宮祭の頭役について―」（『歴史学研究』六五二号、一九九三年）、桜井英治「贈与の歴史学 儀礼と経済のあいだ」（中公新書、二〇一一年）を参照。
- (13) この点は、拙稿「古河公方足利義氏についての考察―特に『葛西様』をめぐる―」（『中世東国政治史論』塙書房、二〇〇六年。初出二〇〇二年）、「古河公方足利義氏と東国―特に『葛西様』段階を中心に」（『中世東国の権力と構造』校倉書房、二〇一三年。初出二〇一〇年）を参照。
- (14) なお、黒田『北条氏康の家臣団 戦国「関東王国」を支えた一門・家老たち』は、この余田を「明確ではないが、その後、氏政の家老として依田康信（大膳亮・下総守）がみえるようになるので、あるいはそれにあたるかもしれない」とする。
- (15) なお、その基礎的基盤として、遠山綱景自身の鎌倉との関係や鎌倉遠山氏と

でも呼ぶべき一族の存在も看過し難い点である。前者では、後北条氏による鶴岡八幡宮再建工事の記録である「快元僧都記」（『神道大系神社編二十鶴岡』神道大系編纂会、一九七九年）天文八年八月十五日に「巨首座百余日参籠。其間円覚寺ヨリ同一切経借用転読。是又旦那依遠山祈禱也、此日結願了」と同年十二月「廿日ヨリ至廿六日、真読般若、遠山祈念」とみえ、寿福寺僧による綱景平癒祈願が行われていたことが知られる。また天文十年二月「五日、遠山甲斐守神主亭假宿。築地普請支度之処、天気降雨之間、先小田原へ帰宅」とみえ、神主大伴宅で宿泊する関係であったことや当然ながら家臣筆頭として小田原に自宅があったことなどが知られる。綱景は、鎌倉寺社にあっても特別な存在であったのである。後者では、永禄六年七月七日付北条氏康「社中掟」（『鶴岡御造宮日記』『神道大系神社編二十鶴岡』の宛所で普請奉行に任命された後藤右近将監とともにみえる遠山因幡入道の存在である。後藤右近将監は、②永禄元年三月二十二日付蔭山長門入道・後藤右近丞宛北条家朱印状の後藤右近丞（宗琢）と同人であろう。鎌倉の町政を担った小代官（鎌倉検断万事取沙汰）後藤氏である。一方の遠山因幡入道は、延徳二年（一四九〇）生まれで永禄七年四月二十二日に七十五歳で死去した鎌倉日蓮宗寺院名越の長勝寺の「大檀那」「法名妙助」（『宗為』）のことである（寺尾英智「遠山因幡入道坐像について―戦国期鎌倉日蓮宗の檀越―」『法華文化研究』四六号、二〇二〇年）。後北条氏が鎌倉支配を始めた早い段階から町政の一端を担うと同時に在地に深く根付いて地域寺院の「大檀那」となっていた様子が窺われる。先の蔭山氏も、また永禄五年七月の芳春院殿の一周忌供養に「奉行衆」として小代官後藤右近（将監）とともに参加した深谷玄蕃なども同様であろう（『黄梅院文書』神七二八〇）。こうした人びとが遠山父子の手足となって活躍していたことは想像に難くない。ただ両遠山氏が如何なる系譜的關係にあるのかは不明である。というのは、『千葉県の歴史通史

編中世」(二〇〇七年。山田邦明氏執筆分)が紹介する応永九年(一四〇二)十二月上総国富益郷カ未進年貢注文(「寛園寺所藏戌神将胎内文書」神五三二一「南関八三七」)の「たう山殿のひきつけ」や至徳四年(一二八七)八月十七日付清原末房・藤原政弘連署打渡状案写(「相州文書所収大住郡光明寺文書」神五〇二七「南関四三六六」)の「遠山加藤孫八跡」などから「鎌倉府奉公衆に遠山氏がいたのは確実」で、その系譜の可能性も皆無ではないからである。

- (16) この点は、新井浩文「梶原政景の政治的位置―足利義氏との関係を中心に―」(『駒沢史学』五五号、二〇〇〇年)を参照。

- (17) 本史料は、『古河歴史博物館資料調査報告書 野田家文書』(古河歴史博物館、二〇〇三年)、『野田市史資料編古代・中世Ⅰ』などに収録済み。

- (18) その登場人物を整理したものに長塚孝「高基期の宿老・奉行・側近」・「晴氏期の宿老・奉行・側近」(黒田基樹編『古河公方の新研究2足利高基・晴氏』戎光祥出版、二〇一三年)がある。

- (19) 月井剛「後北条氏の起請文発給・受給形態」(『戦国期地域権力と起請文』岩田書院、二〇一六年)。その他、築田氏の起請文を検討したものに千々和到「中世の誓約の作法―戦国期の東国を中心として―」(二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、二〇〇六年)がある。

- (20) この点は、千々和到「誓約の場」の再発見―中世民衆意識の一断面―(『日本歴史』四二二号、一九八三年)による。

- (21) ただ史料的に問題を残すが、「北条記」には「関宿ノ城主築田中務大夫御太刀ヲ持、一色刑部少(輔脱カ)御沓ノ役、吉良左兵衛佐御唐笠ヲ役ス」と、また「鎌倉九代後記」には「関宿城主築田中務大輔太刀ヲ持、一色刑部少輔沓ヲ役シ、吉良左兵衛佐唐笠ノ役ヲ勤ム」とみえる。なお、これをもって『鶴岡八幡宮年表』(鶴岡八幡宮、一九九六年)は、「太刀持ち築田晴助、沓役

一色直朝、傘役吉良左兵衛佐」と読み替えている。また『幸手市史通史編Ⅰ』も「築田晴助が太刀持ちを、一色刑部少輔が義氏の沓持役をそれぞれ勤めている」とする。

- (22) なお、瑞雲院(↓芳春院)周興の発給文書と花押・印章を整理したものに平野明夫・佐藤貴浩・山下真理子「野田の領主築田氏・季龍周興の花押・印章」(『野田市史研究』二五号、二〇一五年)がある。

- (23) 森幸夫「戦国期の小田原城―後北条氏歴代当主はどこにいたのか―」(『小田原北条氏権力の諸相―その政治的断面―』日本歴史料研究会、二〇一二年。初出二〇〇九年)。

- (24) この点、長塚論文は「この長期滞在には理由があった。元服から小田原移座まで、宴席や進物のやり取りが続いたのと同時進行で、さまざまな交渉が行われていたのである。もともとも大きな問題は、義氏の下総帰還であった」と指摘する。

- (25) 本文書は、①『栃木県史料篇・中世Ⅱ(一九七五年)』に翻刻されたのが最初である。本文書の原本は現在確認されておらず、東京大学史料編纂所架蔵影写本によらざるをえない。①以降、②『神奈川県史料編3古代・中世(3下)』(一九七九年。七〇八六)、③『古河市史資料中世編』(一九八一年)、④『戦国遺文後北条氏編第一巻』(東京堂出版、一九八九年。五八二)、⑤『小田原市史史料編中世Ⅱ小田原北条Ⅰ』(一九九一年)、⑥『北区史資料編古代中世Ⅰ』(一九九四年)、⑦『茨城県史料中世編Ⅵ』(一九九六年)、⑧『総和町史資料編原始・古代・中世』(二〇〇二年)、⑨『千葉県の歴史資料編中世4(県外文書Ⅰ)』(二〇〇三年)、⑩『戦国遺文古河公方編』(東京堂出版、二〇〇六年)、⑪『喜連川町史第五巻資料編5喜連川文書下』(二〇〇九年)、⑫『野田市史資料編古代・中世Ⅰ』(二〇一〇年)、⑬『滝川恒昭「資料集成『房総酒井氏関係資料集成』(「千葉いまむかし」二六号、二〇一三年)などに掲

載されている。その翻刻の異同で重要な相違点は、①⑦⑪の「先対右馬允極々遺恨候」と②④⑥⑧⑨⑩⑫⑬の「先万右馬允極々遺恨候」である。意味が逆転してしまうからである。影写本を見る限り、「先万右馬允極々遺恨候」と読める。「中務」については、②以降は築田晴助に比定される通りである。それに対して、「中書」に関しては、⑤が「中務省の官人を意味する唐名。ここでは中務大輔＝築田晴助を指す」との頭注を付したのをうけてか、⑥⑧⑨も築田晴助に比定する。ただ他の築田中務太輔晴助がすべて「中務」とみえ、ここだけ「中書」とみえることと、文脈が「其上去春酒井大膳所」に繋がることから、むしろ酒井中務丞胤治（本興寺棟札銘）戦房九九五、「早稲田大学図書館所蔵河田文書」戦房一一五九他）を指すとみてよいかと考える。またその「酒井大膳」も、天文十五年四月八日付本国寺日蓮像銘（大網本国寺蔵、戦房七八四。『千葉県指定史跡 宮谷県庁跡本国寺本堂保存修理工事報告書』本國寺、二〇〇三年、デジタル合成画像を掲載）の像内左側面にみえる「御はたつけ引田九郎兵衛老母 仏師内方 日伝 日昌御衣内大膳殿女中子同断」の「大膳殿」との関連が目される。その点、像内右側面にみえる「丸大膳守同子新三郎新発意」の「丸大膳」とは明らかに別人とすれば、酒井清伝（日伝・昌敏（日昌）・大檀那酒井小太郎（胤治）・大檀那老母（妙芸＝胤治の母）に連なる酒井氏の大膳の可能性が極めて高いと考える。なお、像内右側面にみえる「丸□□守法名蓮教導靈位」の□□は大膳とは読めず「丸大膳」とは別人である。いずれにせよ、本文書が後北条氏・古河公方・築田氏の研究のみならず酒井氏研究上極めて貴重な文書であることは間違いない。その点を含めて酒井氏の研究としては、滝川恒昭「房総酒井氏に関する基礎的考察―酒井清伝の検討を中心に―」（佐藤博信編『中世房総と東国社会』岩田書院、二〇一二年）がよるべき成果である。本稿でも、そこから種々示唆を受けた。また坂井法暉氏からも種々教示をえた。

(26) この築田右馬允については、『総和町史資料編原始・古代・中世』が「築田氏の一族で」「右馬尉清助」「氏助が右馬助を名乗っているのので、両者のいづれかと同一人物またはその子とも考えられる」とする。次いで、『野田市史資料編古代・中世1』は、年未詳三月六日付松野弥十郎宛「築石氏助」書状（松野文書）から築田右馬允氏助に比定する。ただ本文書を最初に翻刻した『茨城県史料中世編V』（一九九四年）は、「築田右馬助」氏助とする。

(27) この点は、滝川「資料集成『房総酒井氏関係資料集成』」を参照。それによれば、両者の関係初見は、「酒井助三郎」のみえる「文明九一四年の間のものと推測される」十月四日付築田平七宛築田持助書状（築田家文書）戦房二五八）である。なお、「築田家譜」（『総和町史資料編原始・古代・中世』）を大永四年（一五二四）に纏めた一人酒井常陸入道松友軒月庵道周（戦房二七六四）は、「築田系図」（同上）にみえる政助子息助範（酒井弾正忠、常陸介）と年代的にも何らかの関係があるかにみえる。また築田氏と酒井氏間での養子縁組関係の存在が窺われようか。とすると、酒井胤治や酒井大膳との接触を示した築田右馬允は、その系統の築田氏の可能性も想定される。

(28) この点は、佐脇栄智「牢人・土肥中務大輔考」（『戦国史研究』四八号、二〇〇四年）を参照。なお、浅倉直美「北条家の繁栄をもたらした氏康の家族」（『北条氏康とその時代』）は「芳春院の母は遠山綱景の妹である可能性が高い」とする。

(29) 例えば、湯山学「江戸城代遠山氏とその一族―後北条氏領国の展開過程と関連して―」（『三浦氏・後北条氏の研究 湯山学中世史論集2』岩田書院、二〇〇九年。初出一九九〇年）、黒田基樹「江戸城将遠山氏に関する考察」（『戦国大名北条氏の領国支配』岩田書院、一九九五年。初出一九九一年）・「江戸遠山氏の族縁関係について」（『戦国大名領国の支配構造』岩田書院、一九九七年。初出一九九五年）などがある。

(30) この点は、拙稿「足利義氏の御座所について―上総佐貫のこと―」(『中世東国の支配構造』思文閣出版、一九八九年。初出一九八八年)を参照。

(31) 特に御台様と足利義氏の江戸(城)との関係について注目したものに斎藤慎一『江戸―平安時代から家康の建設へ―』(中公新書、二〇二一年)がある。

(32) 「御かり(狩) 衣目六」(「相州文書所収鎌倉郡鶴岡八幡神主大伴主膳文書」神五一五八〃室関一七七)に関わる「応永二年十二月廿日(中略) 遠山弥八郎」の記述は「後ノ追記ナラン」とされる。同人とみられる遠山弥八郎の鎌倉での儀式・儀礼との関わりが注目される。

(33) とすれば、「役帳」にみえる武蔵各地からなる「葛西城御領」も単純に古河公方義氏領といえるかの問題も改めて提起しよう。御台様領(一期分としての化粧料)としての機能を始原とするものには違いあるまい。そこに瑞雲院周興や御乳が登場する所以である(「尊勝院文書」戦古八七九・「武州文書所収橋樹郡生麦村八郎右衛門所蔵」戦古八九〇〃神七四六七・「立石知満氏所蔵文書」戦古一四四九・「渡辺文書」戦北八一〃神七三二六・「野田家文書」戦北八五五)。この点は、黒田「小田原北条氏と古河公方足利氏の取次関係」(『葛西城と古河公方足利義氏』)にも言及がある。

(34) この点は、佐脇「牟人・土肥中務大輔考」(注28)の言及による。なお、この年末詳十月九日付足利義氏朱印状(前欠)に記された土肥・高・皆吉・遠山・村上の六名は「芳春院殿の側近に仕え、彼女の諸事について奉行した奉行」(佐脇論文)とされるが、それは、高・皆吉・村上の三氏のように本来的な関東足利氏の家臣でありながら後北条氏家臣に組み込まれたものと土肥・遠山両氏のように本来的に後北条氏家臣であるものから構成されるものであった。その真野郡の所領は、国衙領(公領)↓関東足利氏領↓後北条氏直轄領を一部割いて御台様領化せしめられたものと解される。佐脇論文以外に本文書に言及したものに長塚孝「葛西公方府の政治構想」(『葛西城と古河公

方足利義氏』)、外山信司「米本城主村上綱清と上総―清宮秀堅『下総旧事』をてがかりに―」(『千葉県の文書館』二七号、二〇二二年)がある。

(付記) 本稿の執筆に際し、滝川恒昭・外山信司・坂井法暉諸氏から貴重な御教示を頂いた。また図書館閲覧に関しては、神奈川県立金沢文庫図書館図書閲覧室・横浜市立大学図書館の御配慮をえた。なお、金沢文庫図書館の方々と齋木明美さん(青山学院大学文学部史学科一九七八年三月卒業)から種々の御協力をえた。併せ記し拝謝す。

(二〇二三・一〇・三一)